

要望

日付：2025/6/26

件名：ゴミ回収の件

1. 問題、課題

ゴミ袋が新しくなり、古いゴミ袋は使用できなくなりました。

わたしのうちの前は、ゴミ置き場となっております。いつもカラスなどがゴミを散乱させると家族のもので、処理してきれいにしていますが、袋が替わり、収集車がきても古いゴミ袋に入ったゴミは回収してもらえません。わかっているのか、知らないのか、古いゴミ袋で出す方がいます。はじめは、いちいち電話してまた、回収にきてもらっていましたが、まだまだ出す方がいます。ゴミ置き場に古いゴミが入った袋が溜まる一方です。

なぜ、古いゴミ袋ではだめなのですか？町に問い合わせると検討するとか相談するとかなく、決まったことだからとの回答でした。これでは、どんどんゴミの町となってしまいます。

2. 改善案

古いゴミ袋が家庭に残っている方もいるので、古い袋で出したゴミも回収してほしい。

3. 改善後の効果

ゴミがスムーズに回収されて、街がきれいになる。目の前にゴミ置き場のうちのストレスがなくなる。

回答

<ゴミ回収の件>

【所管：環境課】

ご自宅の前のごみ集積所の維持管理について、ご尽力いただいているとの件、誠にありがとうございます。また、その件について、ご苦勞をおかけしていることについては、大変申し訳ございません。

ご存じのとおり「旧ごみ指定袋（可燃ごみ用）」については、令和7年5月末日を期限として、「可燃ごみ」への使用が終了となっております。この使用期限については、販売価格の差に起因した買い占めによる袋在庫の不足が発生する可能性を考慮して設定したものでございます。今回、原材料の高騰や環境に配慮した原料に変更したことで、販売価格も変更となりました。他市の事例から鑑みるに、当町においても同様に買い占めが発生する可能性がありましたので、使用期限を設定することとし、昨年の7月より周知を進めてまい

りましたので、多くの住民の皆様のご理解をいただき新しいごみ指定袋をご使用いただいております。旧ごみ指定袋の販売も令和7年4月末で終了し、買い占めの問題は解消しましたが、あらためて旧ごみ指定袋の使用期限を延長するとなると、新たな混乱が想定されますのでご理解いただきますようお願いいたします。

なお、家庭に残っている旧ごみ指定袋につきましては、資源物を出す際や草や葉のみを出す際の透明袋として使えることとしておりますのでご活用いただければと思います。

一方でご提案者様からご指摘いただきましたように、未だ旧ごみ指定袋を使って「可燃ごみ」を出される方が一部いらっしゃることも把握してございます。そのような場合には、「違反ごみ」となり、通常の収集では回収ができませんので、これまでと同様に環境課への通報後に回収を行う対応を今後も行なってまいります。

ご提案者様にはお手数をおかけして大変申し訳ございませんが、「違反ごみ」が排出され、数日経っても、出した本人が回収しない場合には、環境課までご通報をいただけますと幸いです。

その違反ごみについて、排出者が特定できそうなごみが含まれていると思われる場合には、その旨、併せてお伝えいただきますようお願いいたします。出した個人が特定できる場合には、町としても、対面や文書による正しい排出方法の指導等を行ってまいります。